

## SBI証券の約款・規程集 新旧対照表 (2022年6月27日改定)

※「第6章 外国証券取引口座約款」の改定は、外国株式信用取引制度が開始する2022年7月1日以降に適用となります。

(下線部分変更箇所)

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>(2022年6月)</p> <p><b>SBI証券の約款・規程集</b></p> <p><b>第1章 総合取引約款</b></p> <p>(免責事項)</p> <p>第17条 当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(7) 第18条第3項並びに第18条の2の規定による取引又は当社が提供するサービスの一部又は全部の制限・停止、金融商品の継続保有の制約等により生じた損害</u></p> <p><u>(8) 第18条の2の規定によりお客様が国内非居住者となり、国内居住者であれば享受できる税制優遇措置等が受けられない場合、それによって課税された場合及び本来非課税のものが課税された場合</u></p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第18条 改名、転居(日本国外への出国を含む)又は届出印の変更など届出事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 届出事項の変更事由が発生しているにも関わらず、お客様から当社所定の手続きによる届出、必要書類等の提出をいただけない場合、当社は、取引又は提供するサービスの一部又は全部を制限・停止することがあります。</u></p> <p><u>4 届出事項変更のお届出があったときは、当社は所定の手続きを完了したのちでなければお客様口座の預り金及び有価証券等の返還のご請求に応じることはできません。</u></p> <p>(お客様が国内非居住者となる場合の取扱い)</p> <p><u>第18条の2 お客様が日本国内の居住者でなくなる場合は、第18条の規定に従い、あらかじめ当社に届け出ていただくこととします。国内非居住者となるお客様は、利用できる取引・サービスや、保有を継続できる有価証券、デリバティブ取引の建玉等の金融商品に制約があり、</u></p>	<p>(2022年4月)</p> <p><b>SBI証券の約款・規程集</b></p> <p><b>第1章 総合取引約款</b></p> <p>(免責事項)</p> <p>第17条 当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第18条 改名、転居又は届出印の変更など届出事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

別途当社が定めるものに限定されます。継続保有が不可となる金融商品をお持ちのお客様は、国内非居住者となる旨を届出いただいた際当社が指定した期限までにお客様ご自身で売却、解約または決済等の処理を行っていただく必要があります。期限を超えた場合、もしくはあらかじめ届出がなく事後に国内非居住者であることが反映した場合にはお客様の計算において当社が任意の時期に売却等の処理を実施することとなります。

(通知の効力)

第 18 条の 3

(略)

## 第 6 章 外国証券取引口座約款

(約款の趣旨)

第 1 条 この約款は、お客様(以下「申込者」という。)と当社との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下「外国取引」という。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引(外国株式信用取引(金商法第 156 条の 24 第 1 項に規定する信用取引のうち、当社が申込者に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理であって、現地取次証券業者(金商法第 58 条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融

(通知の効力)

第 18 条の 2

(略)

## 第 6 章 外国証券取引口座約款

(約款の趣旨)

第 1 条 この約款は、お客様(以下「申込者」という。)と当社との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下「外国取引」という。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う相手方をいう。) から当社又は申込者が信用の供与を受けないものをいう。)を除く。)に係る売買及び信用取引(外国株式信用取引を除く。)により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとしします。

(諸通知)

第 18 条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。ただし、当社の保管機関又は発行者から通知が到達していない場合、当社が了知した時点で当該事実に関する申込期日を経過していた場合、通知が到達しているものの申込者の残高に変更がない等影響が軽微である場合、その他やむを得ない事由により、当社が通知不要と判断したものを除きます。

(略)

#### 第 4 節 外国株式信用取引の特例

(外国株式信用取引の処理)

第 23 条 第 2 条の規定にかかわらず、申込者が当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、当社から貸付けを受けた金銭及び有価証券、委託保証金、外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国株式信用取引に関する金銭の授受等 そのすべてを「外国株式信用取引口座」により処理します。

また、前条までの規定のうち、「本口座」とあるのは、外国株式信用取引に関する事項については、「外国株式信用取引口座」と読み替えて適用します。

(外国株式信用取引の遵守すべき事項)

第 24 条 「外国株式信用取引口座」を開設しようとする申込者は、当社が定める様式による「外国株式信用取引口座設定約諾書」に所定事項を記載し、当社に差し入れるものとしします。

2 第 3 条の規定にかかわらず、申込者は、当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、国内の諸法令、当該証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場及び日本証券業協会の定める諸規則、決定事項並びに慣行中、外国株式信用取引の条件に関連する条項及び外国株式信用

(諸通知)

第 18 条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

(追加)

(略)

(追加)

取引口座設定約諾書に従うとともに、外国証券の発行者が所在する国等の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

(外国株式信用取引に係る配当等の処理)

第25条 第17条第1号の規定にかかわらず、外国株式信用取引に係る配当金等の処理については、外国株式信用取引を行っている銘柄につき剰余金の配当（配当財産が金銭であるもの限り、投資信託及び外国投資信託の受益証券の収益分配並びに投資証券及び外国投資証券の金銭の分配を含む。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）が行われた場合は、以下の取扱いを行います。

- (1) 当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る金銭の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主（優先出資者、受益者、投資主、投資法人債権者及び預託証券の所有者を含む。以下同じ。）に交付される配当等の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額の金銭を支払うものとします。
- (2) 当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る有価証券の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主に交付される配当等の金額を徴収するものとします。
- (3) 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた外国株券等（以下「委託保証金代用有価証券」という。）のうち、寄託証券等に係る配当等については、第7条の規定を準用するものとします。
- (4) 委託保証金代用有価証券のうち前号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、第17条第1号、第3号及び第4号の規定を準用するものとします。
- (5) 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、当社の定める方法により処理することとします。

(代用有価証券に係る議決権の行使)

第26条 委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等に係る株主総会における議決権については、第10条または第10条の2の規定を準

用するものとします。

なお、申込者は、当社が外国株式信用取引として貸し付けた金銭で申込者が買い付けた有価証券の議決権を有しないものとします。

2 委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の外国株券等に係る株主総会における議決権については、第 17 条第 6 号の規定を準用するものとします。

3 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前 2 項に定める有価証券以外の有価証券に係る株主総会における議決権については、当社の定める方法により処理することとします。

(代用有価証券に係る株主総会の書類等の送付等)  
第 27 条委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国株預託証券を除く。)又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者)の権利又は利益に関する諸通知については、第 11 条の規定を準用するものとします。

2 委託保証金代用有価証券のうち、前項に定める有価証券以外の外国株券等の発行者から交付される当該外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者)の権利又は利益に関する諸通知については、第 19 条の規定を準用するものとします。

3 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前 2 項に定める有価証券以外の有価証券に係る第 18 条第 1 項各号又は第 2 項に規定する諸通知については、当社の定める方法により通知することとします。

(外国株式信用取引の売買注文の執行地及び執行方法の指示)

第 28 条 第 12 条の規定にかかわらず、申込者の当社に対する外国株式信用取引に係る売買注

文の執行地及び執行方法については、当社が指定する方法により行うものとします。

(外国株式信用取引の注文の執行及び処理)

第 29 条 第 13 条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。

(1) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。

(2) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。

(3) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。

(外国株式信用取引に係る受渡日等)

第 30 条 外国株式信用取引に係る取引成立後の受渡し等の処理については、第 14 条の規定を準用するものとします。

2 外国株式信用取引に係る委託保証金及び外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れる有価証券の受渡しは、当社が定めた期間内に行うものとします。

(外国株式信用取引に係る権利の処理)

第 31 条 委託保証金代用有価証券のうち寄託証券等の権利の処理については、第 7 条及び第 8 条の規定を準用するものとします。

2 委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の有価証券の権利の処理については、第 17 条の規定を準用するものとします。

3 外国株式信用取引における買付有価証券及び当社から貸付けを受けた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当社の定める方法により処理することとします。

(諸通知)

第 32 条 当社は、外国株式信用取引の残高のある有価証券につき、申込者に次の通知を行います。

(1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知

(2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知

(3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通

知

(発行者からの諸通知等)

第 33 条 外国株式信用取引の残高のある有価証券の発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

2 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は、その都度申込者が当社に支払うものとします。

(外国株式信用取引に係る諸料金等)

第 34 条 外国株式信用取引に関する借入金に対する利子及び借入有価証券に対する貸借料その他の料金を第 14 条第 2 号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとし、その場合の外貨の受払い及び金銭の授受等については、第 21 条及び第 22 条の規定に従うものとします。

(外国株式信用取引に係る取引残高報告書の交付)

第 35 条 申込者は、外国株式信用取引の残高のある有価証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を第 37 条の規定に準じて定期的に受けるものとします。

(外国株式信用取引に係る口座管理料)

第 36 条 申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、外国株式信用取引口座に係る口座管理料を当社に支払うものとします。

#### 第 5 節 雑則

第 37 条～第 47 条 (略)

#### 第 9 章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款

(特定口座開設届出書等の提出)

第 2 条 お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社に提出又は提示することにより、特定口座の設定を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の設定及び特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定

#### 第 4 節 雑則

第 23 条～第 33 条 (略)

#### 第 9 章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款

(特定口座開設届出書等の提出)

第 2 条 お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社に提出又は提示することにより、特定口座の設定を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の設定及び特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特

口座を開設することはできないものとします。  
この場合、お客様は当社に対し、特定口座開設届出書を提出するとともに、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（申込者が個人番号を有しない場合又は同条第5項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。

(1) 特定口座開設届出書

(2) 当社所定の本人確認書類

2 お客様は、源泉徴収を選択される場合には、当社所定の方法により、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書(以下「当該選択届出書」といいます。)を提出しなければならず、提出した場合には、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引及び発行日取引(以下「信用取引等」といいます。)に係る差金決済による所得について、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例(以下「源泉徴収」といいます。)の適用を受けるものとします。なお、当該選択届出書が提出された年の翌年以後については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申し出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時より前に、当該選択届出書の提出があったものとみなします。

(略)

(特定保管勘定における保管の委託等)

第3条 上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

(略)

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

第5条 当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用

定口座を開設することはできないものとします。

(追加)

(1) 特定口座開設届出書

(2) 当社所定の本人確認書類

2 お客様は、源泉徴収を選択される場合には、当社所定の方法により、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書(以下「当該選択届出書」といいます。)を提出しなければならず、提出した場合には、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引及び発行日取引(以下「信用取引等」といいます。)に係る差金決済による所得について、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例(以下「源泉徴収」といいます。)の適用を受けるものとします。なお、当該選択届出書が提出された年の翌年以後については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申し出がない限り、当該選択届出書の提出があったものとみなします。

(略)

(特定保管勘定における保管の委託等)

第3条 上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

(略)

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

第5条 当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下に定める上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得

<p>を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受入れます。</p> <p>(1) 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ及び代理を含みます。)により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けた上場株式等のうち当該信用取引の決済により受渡が行われたもので、その受渡しの際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>(5) 贈与・相続(限定承認に係るものを除きます。以下、同じです。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)により取得した当該贈与した者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、<u>租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座(非課税口座及び未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。)</u>に引続き保管の委託等がされている上場株式等であって、所定の方法により、移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。)された上場株式等</p> <p>(6) <u>お客様が贈与、相続又は遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座又は相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により、移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。)</u>された上場株式等</p> <p>(7) <u>お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p>(8) <u>お客様が当社に開設している口座(非課税口</u></p>	<p>をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受入れます。</p> <p>(1) 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けた上場株式等のうち、その受渡しの際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>(5) 贈与・相続(限定承認に係るものを除きます。以下、同じです。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)により取得した当該贈与した者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者に開設していた特定口座に引続き保管の委託等がされている上場株式等であって、所定の方法により、移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。)された上場株式等</p> <p>(追加)</p> <p>(6) 特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>(7) 特定口座内保管上場株式等につき、株式無償</p>
--	--

座及び未成年者口座を除きます。)に保管の委託等がされている上場株式等につき、会社法第185条に規定する株式無償割当て、同法第277条に規定する新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、その割当ての時に、当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(9) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式（出資を含みます。第13号を除き、以下この条において同じです。）又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(10) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(11) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方のみの交付が行われるもので、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式又は当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(8) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(9) 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(10) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われ

<p>(12) <u>お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の株式分配（当該法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限ります。）により取得する当該完全子法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p>(13) <u>お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p>(14) <u>お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p>(15) <u>お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等である新株予約権、当社に開設されたお客様の非課税口座に受け入れられた新株予約権若しくは当社に開設されたお客様の未成年者口座に受け入れられた新株予約権の行使、お客様が与えられた所得税法施行令第84条第2項第1号から第4号までにかかる権利の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの</u></p> <p>(16) <u>前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通</p>	<p style="text-align: center;">るもの</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>(11) <u>特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p>(12) <u>特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p>(13) <u>特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの</u></p> <p>(14) <u>前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通</p>
---	--

<p>知) 第 8 条 <u>特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しのあった当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第 2 号イに定めるところにより計算した金額、同号口に規定する取得日及び当該取得日に係る数等を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</u></p> <p>(特定口座内保管上場株式等の移管) 第 9 条 当社は、第 5 条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)第 1 項(2)に規定するお客様の特定口座への移管については、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。</p> <p>(相続又は遺贈等による特定口座への受入) 第 10 条 当社は、第 5 条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)第 1 項(5)、(6)又は(16)に規定する上場株式等のうち、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号及び第 26 号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号又は第 26 号及び同条第 15 項から第 17 項まで若しくは同条第 19 項から第 21 項まで又は同法第 25 条の 10 の 5 に定めるところにより行います。</u></p> <p>(年間取引報告書の送付) 第 11 条 当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、<u>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項及び第 8 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、翌年 1 月 31 日までに、1 通をお客様に交付し、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。</u></p> <p><u>2 当社は、お客様が開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡及び上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、お客様からの請求があった場合のみ、翌年 1 月 31 日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</u></p> <p>(契約の解除) 第 12 条 次の各号の一に該当したときは、この</p>	<p>知) 第 8 条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、<u>当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第 2 号イに定めるところにより計算した金額、同号口に定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</u></p> <p>(特定口座内保管上場株式等の移管) 第 9 条 当社は、第 5 条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)第 1 項(2)に規定する移管については、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。</u></p> <p>(贈与・相続又は遺贈による特定口座への受入) 第 10 条 当社は、第 5 条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)第 1 項(5)に規定する上場株式等の移管による受入れについては、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号又は第 4 号及び租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項から第 17 項までに定めるところにより行います。</u></p> <p>(年間取引報告書の送付) 第 11 条 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項及び第 8 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、翌年 1 月 31 日までに、1 通をお客様に交付し、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。</p> <p>(追加)</p> <p>(契約の解除) 第 12 条 次の各号の一に該当したときは、この</p>
---	--

契約は解除されます。

- (1) お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき

(略)

## 第16章 私設取引システム取引約款

(本約款の趣旨)

第1条 この約款は、株式会社SBI証券(以下「当社」という。)を通じてジャパンネクスト証券株式会社及び大阪デジタルエクステンション株式会社(以下「PTS 運営業者」という。)の運営する私設取引システムにおける有価証券の売買取引(以下「取引」という。)を行うにあたり、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです(以下「本約款」という。)

(受渡不履行の場合の措置)

第7条 お客様が、所定の時限までに、売付け有価証券または買付け代金等を当社に交付しない場合、当社は当該取引に関してお客様の計算により反対売買等を行うことができるものとします。お客様が負担すべき損害が発生した場合には、当社がお客様のために占有する金銭及び有価証券をもってその損害に充当し、まだ不足が生じている場合には、お客様は直ちに当該不足額を当社に弁済するものとします。なお、お客様は、受渡不履行を起こした場合、当社の定める利率及び計算方法による遅延損害金及び損害違約金を当社に支払うことをあらかじめ同意するものとします。

(免責事項)

第8条 当社は、以下に掲げる事項によりお客様に生じる損害については、その責任を負わないものとします。

(1)～(4) (略)

(5) 取引に際し、当社が提供する情報につき、PTS 運営業者が公正な価格形成または円滑な流通を阻害しているまたは阻害する恐れがあると判断し、提供する情報の全部または一部の変更

契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

(略)

## 第16章 私設取引システム取引約款

(本約款の趣旨)

第1条 この約款は、株式会社SBI証券(以下「当社」という。)を通じてジャパンネクスト証券株式会社(以下「ジャパンネクスト社」という。)の運営する私設取引システムにおける有価証券の売買取引(以下「取引」という。)を行うにあたり、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです(以下「本約款」という。)

(受渡不履行の場合の措置)

第7条 お客様が、所定の時限までに、売付け有価証券または買付け代金等を当社に交付しない場合、当該取引に関して当社の計算により反対売買等を行うことができるものとします。お客様が負担すべき損害が発生した場合には、当社がお客様のために占有する金銭及び有価証券をもってその損害に充当し、まだ不足が生じている場合には、お客様は直ちに当該不足額を当社に弁済するものとします。なお、お客様は、受渡不履行を起こした場合、当社の定める利率及び計算方法による遅延損害金及び損害違約金を当社に支払うことをあらかじめ同意するものとします。

(免責事項)

第8条 当社は、以下に掲げる事項によりお客様に生じる損害については、その責任を負わないものとします。

(1)～(4) (略)

(5) 取引に際し、当社が提供する情報につき、ジャパンネクスト社が公正な価格形成または円滑な流通を阻害しているまたは阻害する恐れがあると判断し、提供する情報の全部または一部の変更

<p>または中止を行った場合 (6) (略)</p> <p>(7) 当社または <u>PTS 運営業者</u> の判断(金融商品取引所、日本証券業協会等が行う措置に基づく場合を含む)により、私設取引システム全体あるいは個別銘柄毎に売買停止、制限等の措置を実施した場合 (略)</p> <p>(報告書等の作成及び提出) 第 9 条 お客様は、<u>PTS 運営業者</u> が有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために当社に対してお客様の個人情報(氏名、年齢、住所、職業、内部者登録の有無、口座番号)、取引内容及びその他の情報、資料にかかる報告を依頼した場合には、当社が <u>PTS 運営業者</u> の依頼に基づく合理的な内容の報告書その他の書類を <u>PTS 運営業者</u> に対して提出することに同意するものとします。</p> <p>(売買取引の臨時停止または制限、あるいは規定時限外取引) 第 11 条 お客様は、次に掲げるような事由が生じた場合には、当社が、注文取次ぎを停止するなど売買取引を制限し、また <u>PTS 運営業者</u> が、売買取引の全部もしくは一部を臨時に停止または制限し、あるいは規定時限外に取引することに同意するものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 私設取引システムの稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社または <u>PTS 運営業者</u> が認める場合</p> <p>(3) 対象銘柄について発行会社またはメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合または情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと当社または <u>PTS 運営業者</u> が判断した場合</p> <p>(4) 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社または <u>PTS 運営業者</u> が認める場合</p> <p>(5)~(6) (略)</p> <p>(7) 取引の公正性確保のため当社または <u>PTS 運営業者</u> が必要と認めた場合 (略)</p>	<p>変更または中止を行った場合 (6) (略)</p> <p>(7) 当社または <u>ジャパンネクスト社</u> の判断(金融商品取引所、日本証券業協会等が行う措置に基づく場合を含む)により、私設取引システム全体あるいは個別銘柄毎に売買停止、制限等の措置を実施した場合 (略)</p> <p>(報告書等の作成及び提出) 第 9 条 お客様は、<u>ジャパンネクスト社</u> が有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために当社に対してお客様の個人情報(氏名、年齢、住所、職業、内部者登録の有無、口座番号)、取引内容及びその他の情報、資料にかかる報告を依頼した場合には、当社が <u>ジャパンネクスト社</u> の依頼に基づく合理的な内容の報告書その他の書類を <u>ジャパンネクスト社</u> に対して提出することに同意するものとします。</p> <p>(売買取引の臨時停止または制限、あるいは規定時限外取引) 第 11 条 お客様は、次に掲げるような事由が生じた場合には、当社が、注文取次ぎを停止するなど売買取引を制限し、また <u>ジャパンネクスト社</u> が、売買取引の全部もしくは一部を臨時に停止または制限し、あるいは規定時限外に取引することに同意するものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 私設取引システムの稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社または <u>ジャパンネクスト社</u> が認める場合</p> <p>(3) 対象銘柄について発行会社またはメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合または情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと当社または <u>ジャパンネクスト社</u> が判断した場合</p> <p>(4) 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社または <u>ジャパンネクスト社</u> が認める場合</p> <p>(5)~(6) (略)</p> <p>(7) 取引の公正性確保のため当社または <u>ジャパンネクスト社</u> が必要と認めた場合 (略)</p>
--	---

<p>(臨時停止、臨時挙行の通知)</p> <p>第 12 条 当社または <u>PTS 運営業者</u>が、臨時休業日、臨時半休日または売買取引の臨時停止もしくは臨時挙行を定めたときは、緊急やむを得ない場合を除きあらかじめその旨をお客様に通知するものとします。</p> <p>(PTS 運営業者におけるシステム障害時における注文の処理)</p> <p>第 14 条 <u>PTS 運営業者</u>におけるシステム障害により売買取引を停止する場合には、<u>当該システム障害が発生した PTS 運営業者の私設取引システムへのすべての受注を停止するものとします。</u></p> <p>2 <u>PTS 運営業者</u>におけるシステム障害が発生する前に<u>当該システム障害が発生した PTS 運営業者</u>が受付けた注文で、システム障害発生時点でシステム上約定が成立していない注文については、原則としてすべて取消されるものとします。<u>また、この取消し対象となる注文は、システム障害が発生した PTS 運営業者の私設取引システムへの注文とします。</u></p> <p>3 <u>PTS 運営業者</u>におけるシステム障害が発生する前にシステム上正しく約定が成立している取引については、システム障害を原因として約定連絡が遅延することがあります。</p> <p>4 <u>PTS 運営業者</u>のシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない取引の約定連絡がお客様になされている場合には、原則としてその約定は無効な約定として取消されるものとします。</p>	<p>(臨時停止、臨時挙行の通知)</p> <p>第 12 条 当社または <u>ジャパンネクスト社</u>が、臨時休業日、臨時半休日または売買取引の臨時停止もしくは臨時挙行を定めたときは、緊急やむを得ない場合を除きあらかじめその旨をお客様に通知するものとします。</p> <p>(<u>ジャパンネクスト社</u>におけるシステム障害時における注文の処理)</p> <p>第 14 条 <u>ジャパンネクスト社</u>におけるシステム障害により売買取引を停止する場合には、すべての受注を停止するものとします。</p> <p>2 <u>ジャパンネクスト社</u>におけるシステム障害が発生する前に<u>ジャパンネクスト社</u>が受付けた注文で、システム障害発生時点でシステム上約定が成立していない注文については、原則としてすべて取消されるものとします。</p> <p>3 <u>ジャパンネクスト社</u>におけるシステム障害が発生する前にシステム上正しく約定が成立している取引については、システム障害を原因として約定連絡が遅延することがあります。</p> <p>4 <u>ジャパンネクスト社</u>のシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない取引の約定連絡がお客様になされている場合には、原則としてその約定は無効な約定として取消されるものとします。</p>
<p><b>第 17 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</b></p> <p>(付則)</p> <p>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、<u>2022 年 4 月 1 日より、本文中の「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。また、2023 年 1 月 1 日より、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」本文中の「20 歳」を「18 歳」に読み替えます。2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなします。</u></p>	<p><b>第 17 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</b></p> <p>(付則)</p> <p>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」本文中の「20 歳」を「18 歳」に、「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。</p>

以上